

令和5年度 第2回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 令和6年2月16日（金） 午後2時から午後3時まで |
| 場 所 | 江別市勤労者研修センター 会議室 |
| 出席委員 | 林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、久保 礼子、鹿島 聡美（7名） |
| 欠席委員 | なし |
| 事 務 局 | 健康福祉部長 岩淵 淑仁 介護保険課長 星野 崇志 障がい福祉係長 飯塚 修義、地域支援事業担当主査 竹本 真祐、 高齢福祉係長 川合 彩、高齢福祉係主任 廣島 敦（6名） |
| 受 任 者 | 江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名） |
| 傍 聴 者 | なし |
| 議 事 | (1) 報告事項 ア 令和5年度中核機関の運営状況について（令和5年9月末まで）【資料1】 イ 令和5年度中核機関の受任調整等の状況について（令和5年9月末まで） ウ 第2期江別市成年後見制度利用促進計画に向けて 【資料2】 【資料3】 |

議事概要

○星野介護保険課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。本日はお忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。事務局の江別市健康福祉部介護保険課の星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以降、林会長の進行により、本協議会を進めさせていただきます。林会長、よろしくお願いいたします。

【1 開会】

○林会長

それでは、ただ今から、令和5年度第2回江別市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本協議会の成立及び諸連絡について、事務局よりお願いします。

○星野介護保険課長

まずは、本会議の成立についてご報告いたします。本会議は、「江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱」の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることを報告いたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。

本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場であります。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会議の議事録ではありますが、各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することとなっております、本会議の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様に送付させていただき、必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○林会長

それでは次第に基づき、順次進めてまいります。

「令和5年度中核機関の運営状況について(令和5年9月末まで)」事務局から説明願います。

○川合高齢福祉係長

資料1、1頁をご覧ください。項目1「相談等の状況」(1)「のべ相談件数(相談者別)」について、令和5年4月から9月までの実績は325件となります。内新規件数は、77件となります。昨年は433件であり、前年度と比べて108件減少、内新規件数は77件と横ばいです。

(2)「実相談件数(相談方法別)」については、令和5年4月から9月末までの実績は69件、前年度は64件とほぼ横ばいです。

(3)「相談件数(相談内容別)」については、令和5年4月から9月末までの実績は133件、昨年は150件で、前年度と比べて17件減少しています。

全体として、相談件数は前年度より減少傾向ではあるものの、新規件数はほぼ横ばいであり、案件内容による継続件数の差となっています。

次に項目2「支援等の状況」(1)「申立ての状況」について、令和5年4月から9月末までの実績は、市長申立ての後見類型が3件、本人申立ての保佐類型が1件、親族申立ての後見類型が7件の計11件となります。今年度は、親族が申立人となる案件が、例年に比べてやや多い傾向となっています。

(2)「活動状況」について、成年後見支援センター職員の活動件数は377件、後見支援員の活動件数は488件となっており、どちらも例年より多くなっています。

その要因として、コロナ禍では医療機関への訪問等が制限されていましたが、令和5年5月以降新型コロナウイルスが5類となったことから、センター職員の関係機関との調整や、後見支援員の定期訪問・支援の件数がコロナ禍前の数値に戻りつつあることが推測されます。

(3)「支援対象者の状況」について、令和5年9月末時点で、高齢者9件・障がい者3件を支援しています。

引き続き、2頁をご覧ください。(1)「のべ相談件数(相談者別)」について、「②親族」が84件、「⑫弁護士・司法書士、社会福祉士等専門職」が52件と多く、次いで「①医療機関」が43件となっています。月別件数については、参考のとおりとなります。

(2)「相談件数(相談内容別)」について、「①法定後見に関する相談」が55件で最も多く、次いで「⑦財産管理に関する相談」が33件、「⑧身上保護に関する相談」が17件となっています。

次に3頁をご覧ください。項目2「支援等の状況」(1)「申立ての状況」については、先程1頁で申し上げましたとおりです。

(2)「活動状況」について、成年後見支援センター職員は、「②財産管理」が166件と最も多く、次いで「③各種契約、手続き等」が112件、「⑤介護・障がい関係者からの相談対応」が48件となります。後見支援員は、「⑥定期訪問・支援」が111件となります。

(3)「支援対象者の状況」については、資料のとおりとなります。

次に4頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」(1)「市民後見人フォローアップ研修」について、年2回開催のうち、昨年6月7日に1回目を開催し、25名が参加しました。

講義内容について、前半はセンター職員が講師となり、市民後見人が個人受任に向け、具体的なイメージが持てるよう業務内容を説明、特に死後事務対応は、丁寧に流れを説明し、参加者の個人受任に向けた心構えを養い、対応方法を学びました。

後半は、民間事業者と連携した死後対応や、困難事例等を紹介し、多様な事例への対応力を養いました。

(2)「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会」について、令和5年7月26日に開催、

18名が参加しました。

会議内容について、成年後見支援センターの相談状況や制度利用者の事例を紹介、相談から申立、審判までの一連の流れを紹介し、参加者と制度利用までの具体的なイメージを共有しました。以上で資料1の説明を終わります。

○林会長

それでは今の説明について、何かご質問等ございますか。

○森田委員

前回の会議でも話を聞きましたが、任意後見契約の内容について、3頁(3)「任意後見制度利用支援」は、任意後見委任契約をした件数ですか。

○林会長

それではセンター職員からお願いします。

○平塚主任相談支援員

まず(3)「任意後見制度利用支援」について、高齢者の任意後見契約に向けて進めている件数です。内1件が12月に契約しています。もう1件は今年4月頃の契約に向けて進めています。

○森田委員

わかりました。次年度から任意後見契約の件数も表で確認できますか。

○林会長

確認ですが、任意後見制度は社会福祉協議会としての事業ですか、それとも中核機関としての事業ですか。

○平塚主任相談支援員

社会福祉協議会としての事業です。

○林会長

そうであれば、こちらに載せるものではないと思います。中立機関としての利益相反になると思うので、記載は不要だと思います。

○平塚主任相談支援員

私もそう思います。

○林会長

そういうことでよろしいですか。他に何かございますか。

○大桃委員

月別相談件数について、8月だけ件数が2倍近くとなっておりますが、何か理由はありますか。

○平塚主任相談支援員

たまたま相談件数が重なったほか、継続的に関わらなければならない案件があったためだと思います。

○大桃委員

わかりました。ありがとうございました。

○林会長

それでは先に進みます。次に、報告事項のイ「令和5年度中核機関の受任調整等の状況について（令和5年9月末まで）」、事務局から説明を求めます。

○平塚主任相談支援員

資料2、5頁をご覧ください。中核機関の受任調整等の状況について、受任調整会議は2回実施し、3件会議に諮っています。

第1回目は1件審議し、対象者は88歳女性、後見相当の方で、医療機関に入院中でした。協議の結果、後見制度利用が適当、申立方法は親族申立て、後見人候補者は社協が適切として、現在社協で法人後見を受任しています。

第2回目は2件審議し、1件目が47歳男性、障がい者支援施設に入所している後見相当の方です。協議結果は、後見制度利用が適当、申立方法は辞任・選任申立です。この案件は、後見人だった父が亡くなり、その旨を家裁に申立てしています。後見人候補者はセンターが推薦し、現在社協で法人後見を受任しています。

2件目は96歳女性、入院中で後見相当の方です。協議の結果、後見制度利用が適当、申立方法は親族申立て、後見人候補者は社協が適切として、現在社協で法人後見を受任しています。

次に6頁をご覧ください。成年後見等の受任状況について、(1)「受任状況」は、センターで申立支援をして、後見人の審判が出たものです。法律職が3件、福祉職が3件、親族が1件、社協が2件、市民後見人が1件となります。

次に「社協受任内訳」は、法定後見についてですが、後見類型が10件、保佐類型が10件、補助類型が2件、計22件となります。

「市民後見人受任内訳」について、後見類型2件、保佐類型2件、計4計となります。以上です。

○菅委員

(1)「受任状況」について、法律職・福祉職の内訳を教えてください。

○平塚主任相談支援員

法律職については、弁護士が2件・司法書士が1件、福祉職については、社会福祉士が2件、一般社団法人が1件です。

○菅委員

ありがとうございました。

○林会長

他にご質問等ありますか。

○小泉委員

(1)「受任状況」について、市民後見人が1件となっていますが、簡単にどのような事案で市民後見人が適当だと判断されたのか教えていただけますか。また、家裁に申立てされた際に、市民後見人が適当だという意見を、家裁にどのように伝えて市民後見人に繋がったのか、教えていただけますか。

○平塚主任相談支援員

当該事案は、住宅型有料老人ホームに入居している高齢者で、生活保護を受けている方です。

申立の前に、受任調整会議を行って、その受任調整会議の意見書と、申立書を合わせて家裁に申立てをして、家裁から市民後見人の審判が出たという流れです。

○小泉委員

ありがとうございました。

○林会長

他にご質問等なければ、次に報告事項のウ「第2期江別市成年後見制度利用促進計画に向けて」事務局から説明を求めます。

○川合高齢福祉係長

資料3、7頁をご覧ください。第1期江別市成年後見制度利用促進基本計画については、令和2年3月策定の「第4期江別市地域福祉計画」の基本理念である「お互いさま みんなで支え合う地域づくり」を踏まえ、「すべての人の尊厳と意思が尊重され 住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、令和3年8月に策定されたものとなります。各委員の皆様には、策定にあたり多大なご協力いただき、ありがとうございました。「第1期江別市成年後見制度利用促進基本計画」は、令和6年度末までとなります。次期計画の策定にあたり、関連性の高い「江別市地域福祉計画」と一体的に取り組んでいく必要があることから、「第5期江別市地域福祉計画（令和7年度から令和11年度まで）」に、「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、一体的に策定するものとして考えております。

次に、資料8頁をご覧ください。こちらは、「第4期地域福祉計画」の体系を記載したページを、抜粋したものとなります。第4期地域福祉計画の策定時には、策定委員会が、令和元年6月から令和2年1月までの間に計5回、開催されています。

この中で、8月下旬に開催された第2回において、計画の骨子となる、体系を協議しています。地域福祉計画の所管である管理課に確認したところ、第5期計画においては、全体的にスケジュールをやや早める場合もある、開催回数についても未定とのことでした。

本協議会については、地域福祉計画の策定委員会との兼ね合いから、第2回策定委員会が開催される前の、5月下旬に、次年度の第1回を開催させていただきたいと考えています。この第1回協議会にて、7月（前回8月）の地域福祉計画の策定委員会に向けて、事務局から、皆様に対し、本計画を地域福祉計画のどこに組み込むか等、骨子案をお知らせし、皆様からご助言等いただければと考えております。

なお、第5期地域福祉計画の体系(案)については、現在管理課で検討中であることから、今後、そちらを踏まえて、介護保険課と管理課で協議していく予定です。

委員の皆様には、今後ともご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○林会長

なぜ地域福祉計画と一体的に作るのか、私から説明させてもらいますと、2020年社会福祉法が改正されて、地域福祉計画は個別計画の上位計画として位置付けられました。介護保険計画や障害福祉計画などの上に、上位計画として地域福祉計画があるということです。これは、2020年の法改正の時に、今までの人材育成や住民福祉活動の推進などの3つの事項のほかに、新たに2つ盛り込まれました。1つ目は上位概念として、基盤的なものを地域福祉計画で整備していくこと、つまり、高齢者・障がい者・子供、そういうものの共通した基盤をきちんと作ることです。そうすると、各個別計画に共通しているものとして、1つ目に権利擁護があります。これは子供も高齢者も全部そうです。

もう1つは、生活困窮者自立支援法という法律があって、それも計画を作らなければならないため計画を作ったのです。生活困窮というものは、様々な領域において全部共通した対策だから、それも地域福祉計画に入れましょう、ということです。その関係の中で、地域福祉計画は、そうい

った個別の施策の中の基盤を作ること、地域住民の助け合いの形なのです。

つまり、地域の基盤づくりのようなものを、各分野共通のものをきちんと計画しましょうということになります。それ以降、こういう形が出てきています。だから、そういう流れがあるということ、ご理解していただいた上で、何か委員の皆様からご意見があれば、出していただきたいと思います。

○森田委員

確認なのですが、この協議会では第1期計画の進捗状況や点検、評価をするということになると思うのですが、その結果等を踏まえて、地域福祉計画に反映していくという形になりますか。それとも、地域福祉計画が上位計画であり、大枠である程度決めているので、第2期計画は当協議会で個別に今後も協議していくものとしてよろしいのでしょうか。

○川合高齢福祉係長

まず第1期計画の評価は、現行の評価項目がありますので、本協議会でも各項目が達成されているかなど協議していきたいと考えています。

第2期計画については、その内容等を踏まえていくこととなりますが、地域福祉計画に含まれますので、評価方法は、市の評価の仕組み等を取り入れた地域福祉計画の方法に合わせていくこととなります。

この評価内容については、相談件数や研修の受講人数等を指標として採用しており、本協議会で、定期的に実績報告している内容となりますので、引き続き本協議会で詳細をご報告した上で、その内容の主なものを、地域福祉計画の指標として取り入れていくことを想定しています。

○菅委員

私は札幌の委員もやっていますが、札幌も当然大元に地域福祉計画があって、その中の一部分を、成年後見に関わること、例えば市のために、市民のための相談業務をやっていくというようなことをその中で話し合い、その意見を地域福祉計画に持っていき、最終的には地域福祉計画の方で決定していく形となりますが、そういうことでしょうか。

○川合高齢福祉係長

それは計画策定のお話ですか。

○菅委員

そうです。成年後見制度から外れた部分は地域福祉計画に入らないけれど、地域福祉計画という大きなものの中に、成年後見制度の部分が組み入れられていくということですか。

○川合高齢福祉係長

そうです。

○菅委員

その場合、この協議会は、どうしたら市民のためによりよい成年後見制度を進めていくことができるのか、細かく話し合ったものを決めて、地域福祉計画に反映させていくということですか。

○川合高齢福祉係長

そうです。まず流れとしては、本日お配りした資料に、第4期地域福祉計画の体系があります。この体系の、どの部分に本計画が紐づいていくのかという骨子について、地域福祉計画の所管課と当課で協議した内容を、次年度の第1回協議会で皆様にお見せし、ご意見をいただきたいです。その上で、上位計画である地域福祉計画に入る、大きな柱となる主な部分について、事務局で作

成した、たたき台を委員の皆様にご覧いただき、ご意見をいただいて、作成したものを、地域福祉計画の成年後見の部分として取り入れていく想定でした。

○林会長

この第4期地域福祉計画は、法改正前に作られたものなので、成年後見が入る枠組みにはなっていません。

札幌市や他市の状況を見てみると、権利擁護というひとつの仕組みの中で、成年後見や日常生活自立支援を入れています。各個別計画の基盤となる部分が、地域福祉計画になると、単に成年後見制度利用促進基本計画を載せるのではなく、権利擁護という枠組みを作った方が良いのではないかと思います。札幌市も、新しい地域福祉計画の施策（案）において、「権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進」という形を取り入れています。

○菅委員

札幌市の権利擁護の会議の中では、例えば相談機能など様々な機能が4つぐらいあり、その機能に対してどのようにやっているかということ、こと細かくこの中で話し合い、いい形に持っていけるようにしています。

この会では、札幌市の相談をどうしていくか、市民への啓発をどのようにしていくかを話し合い、一方で専門職の人達が権利擁護の後見活動に協力し合っているのか、専門職への相談ができるのかというような話し合いをした上で、ある程度まとまったものを地域福祉計画の方に上げて反映させていく形です。

○林会長

事業体系としては帯広市、網羅的に抽象的な体系では千歳市があります。どのような枠組みにするかは、大元の地域福祉計画の骨子によっても異なります。

○菅委員

第4期地域福祉計画の体系では、少しよくわからない気がします。

○林会長

第4期計画では、権利擁護が弱いと思います。この計画では、情報提供の中に、権利擁護が入っています。法改正後は、地域福祉計画が各分野の基盤になることを踏まえると、情報提供も権利擁護のひとつではあるが、これらは別になるのでは。第5期がどのような枠組みになるのかによっても、関わり方が変わると思います。

○川合高齢福祉係長

委員おっしゃる通り、第4期地域福祉計画の体系では、「権利擁護の体制整備」が施策2の③として紐づいていますが、この状態に、成年後見利用促進基本計画を組み込むのは、難しいと思います。大元の枠組みについて、所管課とよく協議する必要があるため、準備を進めています。

併せて、本協議会の中で、引き続き委員の皆様、内容の協議をお願いしたいと考えていますが、最終的に計画は策定委員会で決定していくものとなるため、本協議会で話し合った意見を、策定委員会に持っていき、という形を想定しています。

また、本協議会で話し合っている方針や事業計画の中で、現状を踏まえた細かい内容を落とし込んでいけたらと考えています。

○鹿島委員

確認ですが、第5期地域福祉計画に盛り込まれるため、第2期成年後見利用促進基本計画がなくなるということでしょうか。

○川合高齢福祉係長

そうではなく、第5期地域福祉計画に第2期成年後見利用促進基本計画が包含され、その旨がきちんと計画に明記されます。例えば、他市の地域福祉計画だと、計画の冒頭部分に、明記されていることが多いです。上位計画の中に個別計画が入る形です。

○鹿島委員

わかりました。イメージとして、障害福祉計画では、第何期というように、どんどん変わっていくので、地域福祉計画とは期がずれているのですが、地域福祉計画の中に、「第2期」成年後見利用促進計画と記載されるのでしょうか。

○川合高齢福祉係長

記載される想定をしています。「第5期」地域福祉計画の中に、「第2期」成年後見利用促進基本計画が包含される旨が、明記される想定です。

○森田委員

何となくイメージがついてきたところですが、可能であれば、権利擁護にある程度強い弁護士や司法書士の方に、地域福祉計画の策定委員に入ってもらい、成年後見についての意見を反映してもらえたらと思います。いかがでしょうか。

○川合高齢福祉係長

本件について、まず前提として、会長からお話があったとおり、地域福祉計画が各計画の上位計画であるということ、他の個別計画を取りまとめたものであることから、市の方針として、その策定委員は、特定の計画に偏らないようなバランスのとれた人選が必要となります。それで、前回第4期の策定委員会では、市の要綱で人数が定められており、各団体の委員枠は、主要な関連団体の役職者が参加しています。次期計画もそのようになるのであれば、策定委員を規定人数以上に増やすことは難しいと思います。人数を変更する場合は、市の要綱改正が必要となります。

第4期策定委員には、社協の事務局長が委員として入っており、第5期も委員であることが想定され、事務局長は江別市後見支援センター長の立場も兼ねていることから、兼任として本協議会の意見を策定委員会に反映させることは可能であると考えています。

各種団体以外の委員として、学識経験者がいますが、地域福祉・社会福祉全体に精通された方がなると想定されますが、現在は未定です。

以上のことから、現状本協議会から策定委員を新たに出すことは難しいと思っています。

○森田委員

法律のベースが変わっていることから、先程会長からお話があったとおり、第5期は内容が幅広く、深いものとなるかと思っています。策定委員会のあり方も改正されていくのか、まだわかりませんが、第5期はきちんとしたものを全体的に考えてもらえたらと思います。

○岩淵部長

健康福祉部長の岩淵です。今ご意見いただきました第5期地域福祉計画の策定に当たりまして、どういう委員の選定をするかは、これから調整をさせていただきたいと思っています。それで、第2期成年後見利用促進基本計画は、確かに地域福祉計画に包含されますが、あくまでも、本計画内容は本協議会で話し合っていたいただいて、地域福祉計画の策定委員会の方に持ち込み、きちんと協議していただく方法を想定しておりますので、皆様には、また様々なご意見をいただければと思います。

○林会長

私のイメージだと、あくまで権利擁護であって、イコール成年後見ではないので、そういう意味では、もし法律家が入った場合、虐待など含めた権利擁護の面での専門的知見をきちんと反映をさせるのであればわかりますが、成年後見のために、策定委員を入れるのはどうなのかなど。もう少し広い見識であった方が良いと思います。先程部長がお話したとおり、きちんと協議会で話し合った意見が、反映されれば良い話だと思います。

問題は、第2期計画がどのようなプロセスで作られていくのかと、作られたものが全て地域福祉計画に反映するのかどうか、ということだと思います。例えば、ある自治体の地域福祉計画では、本文と別添で成年後見利用促進基本計画を付けているところもあり、それもどうなのかなど。どこまで反映するかは、大元の策定委員会の考え方とバランスもあるかと思いますが、この場では、先程部長がお話したとおり、計画を話し合っ作って、それを反映させていくことを考えたら良いと思います。いかがでしょうか。その機会は確保してもらえと思っています。

おそらく、第5期地域福祉計画は様々な意味で作ることが大変だと思います。先程言ったとおり、各分野に共通したものを載せるほか、重層的支援体制整備事業などの包括的な体制を作る計画も載せなければならないので、どうするのかなど。生活困窮や成年後見など載せるものがあると思うので、そちらは策定委員会で調整してもらえればと思いますが、この協議会は、第2期の計画をどのように作っていくかを考えていけば良いと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

次第5「その他」について、事務局から何かありますか。

○星野介護保険課長

今回の運営協議会開催は、地域福祉計画の策定スケジュールとの兼ね合いから、令和6年5月下旬頃を予定しています。内容は、令和5年度の実績報告等や新年度の事業計画、先程お伝えしました地域福祉計画の体系について協議いただく予定です。

また、本協議会の委員の任期が3月31日までとなっていますが、皆様には事前にご連絡し、複数名の方から継続のご内諾をいただいています。

委員改選に必要な手続き等につきましては、別途改めてご連絡させていただきます。

そして、地域包括支援センターからの推薦で就任いただいていた久保委員につきまして、今後同センターにて調整いただく予定です。新たな方が就任される見込みです。久保委員につきましては、令和3年11月の後見実施機関運営協議会から、本市の成年後見制度利用促進においてご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

今後も本市の成年後見制度にかかる施策の推進にあたり、様々な場面でご協力いただければ幸いです。

○林会長

それでは、久保委員からひと言ご挨拶をお願いします。

○久保委員

江別第二地域包括支援センターで、社会福祉士と管理者を兼務しています久保です。

今期で任期は終了となりますが、普段地域包括支援センターの相談支援業務において、高齢者や認知症の方が増えていく中で、施設入所のことや在宅介護のことなど様々な相談を受けています。そういった中で、当然成年後見制度のお話も出てくるので、こちらの委員として、皆さんの顔を拝見させていただき、大変力強く思っていました。

今後も、高齢者の方に限らず様々な病気の方など相談支援を担っていきたいと思っていますので、何かとお世話になる機会があるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○林会長

ありがとうございました。その他委員の皆さんから何かありますか。

(質疑なし)

特になければ、本日の日程は全て終了しましたので閉会します。ありがとうございました。

以上